

滋賀県弓道連盟規約

(名称)

第1条 この会は、滋賀県弓道連盟（以下「本連盟」という。）と称する。

(目的)

第2条 本連盟は、弓道を普及振興して体位の向上、徳操の育成に資するとともに、会員相互の親睦を図り、社会文化の進展に寄与することを目的とする。

(会員および支部)

第3条 本連盟は、滋賀県内に居住し、在学または職場を有する弓道愛好者のうち他の都道府県弓道連盟に登録していないものを以て会員とする。

2 本連盟は、業務の円滑な遂行と会員把握のために市または町を単位として支部を置く。ただし、2以上の市または町を併せて支部を置くことができる。

(会員の責務)

第4条 本連盟の会員は、日本固有の伝統文化である弓道の担い手であることを深く自覚し、品位を損なうことのないよう努めるとともに、人種、国籍、性別等いかなる理由による差別を許すことなく、常に他者の人格を尊重して行動しなければならない。

(事務局および事務所)

第5条 本連盟に事務局を設置するものとし、その事務所は会長の指定する場所に置く。

(事業)

第6条 本連盟は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 弓道競技会ならびに研究会および講習会等の開催
- (2) 全日本弓道連盟の認許する段位の地方審査の実施ならびに称号および段位の推薦
- (3) 学校弓道の育成および弓道の普及振興を図るための事業
- (4) 全日本弓道連盟および同連盟加盟団体の行なう事業への参加
- (5) 会員の親睦融和を図るための事業
- (6) その他本連盟の目的達成のための事業

(役員)

第7条 本連盟に次の役員をおく。

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 10名以内 |
| (3) 理 事 長 | 1名 |
| (4) 副理事長 | 3名以内 |
| (5) 事務局長 | 1名 |
| (6) 常務理事 | 若干名 |
| (7) 理 事 | 若干名 |
| (8) 監 事 | 2名 |

2 監事は、他の役員を兼ねてはならない。

(役員職務権限)

第8条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本連盟の業務全般を統括し、本連盟を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、あらかじめ会長が指定する代行順位に基づき、これを代行する。
- (3) 副会長は、次条第1項の各本部をそれぞれ担当し、これを統括する。
- (4) 理事長は、理事会の決議に基づき、会長の指揮を受けて、本連盟の業務を掌握する。
- (5) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があったときは、これを代行する。
- (6) 事務局長は、第5条の事務局を総括し、本連盟の事務を処理する。
- (7) 常務理事は、次条第1項の各本部および専門部の業務を分掌し、処理する。
- (8) 理事は、本連盟の業務を執行する。
- (9) 監事は、本連盟の業務を監査する。

(業務の分掌)

第9条 本連盟の業務は、次の各本部および専門部に分ち処理するものとする。

- (1) 管理本部
- (2) 指導強化本部
- (3) 事業本部
- (4) 審査本部
- (5) 高校専門部

2 前項の各本部および専門部の業務の詳細は、会長が常務理事会に諮って定める。

(役員選出)

第10条 役員選出は、総会において行なう。

(役員任期)

第11条 役員任期は2カ年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後であっても後任者が就任するまでは引き続きその職務を行なう。

(名誉会長)

第12条 本連盟は、弓道功労者および学識経験者の中から理事会の同意を経て名誉会長を委嘱することができる。

2 名誉会長は、本連盟の業務の全般にわたり、随時意見を述べることができる。

(顧問および参与)

第13条 本連盟は、弓道功労者および学識経験者の中から理事会の同意を経て顧問および参与を委嘱することができる。

2 顧問および参与は、会長の諮問機関として、理事会に出席して意見を述べるができる。

(運営部員)

第14条 本連盟は、その事業の円滑な運営を図るため、各本部に運営部員を置くことができる。

2 運営部員は、第9条に定める分掌業務の執行を補佐するものとし、その委嘱は各担当本部長が行なう。

(総会)

第15条 総会は、本連盟の最高会議とし、次の事項はこれの議を経なければならない。

- (1) 第7条第1項の役員を選出
- (2) 事業計画および予算の決定
- (3) 決算の承認
- (4) 規約の変更
- (5) その他会員の総意の判定を経なければならない事項

2 定時総会は、毎年1回開くものとする。

3 会長は、前項のほか、必要が生じた場合、臨時に総会を招集することができる。

(理事会)

第16条 理事会は、第7条第1項第1号から第7号までの役員で構成する。

2 理事会は、次の事項を審議するものとする。

- (1) 事業計画および予算案の作成に関する基本事項
- (2) 本連盟の業務執行に関する規程の制定その他重要な事項
- (3) 表彰に関する事項

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

4 理事会は、必要に応じ、運営部員その他の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(常務理事会)

第17条 常務理事会は、第7条第1項第1号から第6号までおよび第8号の役員で構成し、本連盟の業務の執行について必要な規則の制定その他必要な事項の決定を行なう。

2 常務理事会は、必要に応じ、理事、運営部員その他の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議の招集および決議)

第18条 前2条の会議の招集は、会長が必要のつど行なう。

2 決議は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会議が招集できない場合は、文書（電子媒体による文書を含む。）をもってこれに替えることができる。

(経理)

第19条 本連盟の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 登録料
- (3) 補助金
- (4) 事業収入
- (5) 寄付金
- (6) その他の収入

(会費)

第20条 本連盟の会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(違背行為に対する対応)

第21条 会長は、会員に第4条に定める会員の責務および別に定める倫理規程に掲げる遵守事項に違背する行為があったおそれがある場合は、倫理規程の定めるところにより、すみやかに対応しなければならない。

(特別委員会)

第22条 本連盟は、事業運営上必要があるときは、総会の議決を経て特別委員会を設けることができる。

2 特別委員会の運営等については、会長が理事会に諮り、別に定める。

(事業年度)

第23条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(補則)

第24条 本連盟は公益財団法人全日本弓道連盟に加盟するものとする。

2 前項に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(その他)

第25条 この規約の施行について必要な事項は、会長が理事会または常務理事会に諮って定める。

付 則

この規約は、昭和48年4月1日から施行する。

昭和50年 4月 1日一部改正
昭和52年 4月 1日一部改正
昭和54年12月 9日一部改正
昭和56年12月 6日一部改正
昭和57年12月 5日一部改正
昭和58年12月11日一部改正
昭和61年12月14日一部改正
昭和63年12月11日一部改正
平成 元年12月10日一部改正
平成 5年12月12日一部改正
平成 7年12月17日一部改正
平成13年 3月18日一部改正
平成25年 3月24日一部改正
平成26年 3月23日一部改正
平成29年 3月20日一部改正
令和 3年 3月21日一部改正
令和 5年 3月19日一部改正